

とよかわしさいがい じ つうやく せい ど 豊川市災害時通訳ボランティア制度について

1 目的

地震や風水害などの大きな災害が起きた場合、日本語が通じない外国人被災者へ、通訳・翻訳といった言葉の面からサポートを行うため、協力してもらうボランティアです。

2 対象（災害時通訳ボランティアができる人）

- ① 18歳以上の人（高校生を除く）。
- ② 日常会話ができるくらいの外国語通訳、簡単な翻訳ができる人。
- ③ 外国籍の人は、在留資格がある人。
- ④ 研修会や訓練に参加できる人。
- ⑤ 報酬無しで協力できる人。

3 活動場所

豊川市内（市役所や避難所など）

4 活動内容・注意すること

（1）活動内容は次のとおりです。

- ① 災害が起きたときに設置する相談窓口や避難所などでの外国人市民の相談
- ② 電話やファクシミリなどを利用した通訳や翻訳
- ③ 外国人市民の安否など被災状況の把握と市などへの報告
- ④ 広報車、防災行政無線などでの外国語による外国人市民に対する避難誘導・情報の提供
- ⑤ その他、災害が起きた時の外国人市民などへの支援

（2）活動するときは、次に注意してください。

- ① ボランティアは、ボランティア活動によって知った個人の情報を他に漏らしてはいけません。ボランティアをやめたあとも同じです。
- ② ボランティアは、特定の外国人市民だけにかたよった支援をしてはいけません。

5 ボランティア登録について

- ① ボランティアに協力したい人は、豊川市災害時通訳ボランティア登録申請書（別紙）を市役所に提出してください。その内容を審査し、ボランティアとして適当と認めたときは、登録証を交付します。
- ② ボランティア登録の期間は、登録証を交付した日からその年度の3月31日までとします。ただし、登録期間中に登録者から登録をやめるという申出がなかった場合は、自動的に次の年度に登録期間を更新します。
- ③ ボランティア登録の内容に変更があった場合は、申出をお願いします。
- ④ ボランティア登録のデータは、市役所が個人情報情報の保護に注意して保管します。ただし、

さいがい じ かつどう ひつよう はんい ない かんけい かん ていきょう れんらく ちょうせい りよう
災害時の活動に必要な範囲内で関係機関に提供し、連絡調整に利用することがあります。

6 さいがい お とき たいせい 災害が起きた時の体制

- ① がいこくじん ひさいしゃ たい そうだん じょうほう ていきょう ぎょうむ かんり しやくしょ し みんきょうどう
外国人被災者に対する相談や情報提供などの業務を管理するため、市役所に市民協働
国際班を設置します。
- ② とよかわ しこくさいこうりゅうきょうかい し みんきょうどうこくさいはん ようせい う とうろく
豊川市国際交流協会は、市民協働国際班の要請を受け、登録されているボランティア
へ、電話やメールなどにより活動を依頼します。
- ③ かつどう いらい う とよかわ しこくさいこうりゅうきょうかい し じ したが ひなんじょ
活動依頼を受けたボランティアは、豊川市国際交流協会の指示に従って、避難所など
で活動します。

7 その他

- ① さいがい じ つうやく ほうしゅう こうつうひ しきゅう
災害時通訳ボランティアは、報酬や交通費などの支給はありません。
- ② さいがい じ つうやく とよかわ し し みん かつどう そうごう ほうしょう せいど たいしやう
災害時通訳ボランティアは、豊川市市民活動総合補償制度の対象になります。
- ③ ねん かい てい ど けんしゅうかい おこな さん かきょうりよく ねが
③ 1年に1回程度、研修会などを行いますので、参加協力をお願いします。
- ④ かつどう じぶん かぞく あんぜん かくほ かつどう
④ ボランティアとしての活動になりますので、自分や家族などの安全を確保したあとで活動
してください。

れんらく さき 【連絡先】

とよかわ しやくしょ し みんきょうどうこくさいか
豊川市役所 市民協働国際課
〒442-8601

とよかわ し す わ ちょうめ ばんち
豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：0533-89-2158

FAX：0533-95-0010

E-mail：kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp